

**さけ・ます流し網漁業の禁止
に伴う支援に関する緊急要望**

平成27年7月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

新潟県知事 泉田 裕彦

さけ・ます流し網漁業の禁止 に伴う支援に関する緊急要望

戦前からの「北洋漁業」の伝統を受け継ぎ、長い歴史を有するロシア水域のさけ・ます流し網漁業は、今日においても北海道・東北地域の重要な漁業であります。

このような状況の中、日本国政府からロシア政府に対し、再三にわたり、操業の継続を要請してきたにもかかわらず、「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法案」が6月29日に成立したため、来年以降のさけ・ます流し網漁業の操業が困難となったところであります。

本漁業は、乗組員の雇用はもとより、水産加工・流通・漁業資材など関連産業も多く、操業禁止により地域経済に与える影響は極めて大きなものとなることから、次の事項について強く要望します。

1. 来年1月以降、ロシア水域において、さけ・ます流し網漁業の操業が困難となったことから、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、次の事項に関する特段の支援を行うこと。
 - (1) 漁業・漁法の転換などの「漁業者対策」
 - (2) 流通加工業者などへの「関連産業対策」
 - (3) 雇用の促進などの「雇用対策」
 - (4) 地域全体を視野に入れた「地域振興対策」